# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

## 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
  - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 1件

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正14年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

申立期間当時、近所に住んでいたAさんという役場の職員から、老後のことを考えて国民年金に加入した方がよいと勧められたことを契機に、国民年金に加入した。

国民年金保険料については、毎月、私が婦人会の集金人に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

B市区町村が作成した国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和39年4月30日付けで国民年金の任意加入被保険者資格を取得した旨の記載が見られ、申立期間当時に申立人が被保険者資格を取得していた状況などもうかがえないことから、申立期間は国民年金未加入期間であり、保険料を集金人に納付できなかったものと考えられる。

また、被保険者台帳管理簿による調査の結果、申立期間において、申立 人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できず、B市区 町村も別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できないとしている。

さらに、申立人の国民年金加入手続(時期、場所等)に係る記憶は明確でない上、申立期間について、国民年金への加入や国民年金保険料の納付があったことを裏付ける資料や供述(証言)は得られず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正15年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

申立期間当時、私は国民年金に加入し、役場で国民年金保険料を納付していた。

その後、船員保険に加入している者の妻は、国民年金保険料を納付しなくてよいことを知ったため、国民年金への加入をやめたが、申立期間の保険料は確かに納付している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

A市区町村が作成した国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和45年1月31日付けで国民年金の任意加入被保険者資格を取得した旨の記載が見られ、申立期間当時に申立人が被保険者資格を取得していた状況などもうかがえないことから、申立期間は国民年金未加入期間であり、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、被保険者台帳管理簿による調査の結果、申立期間において、申立 人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できず、A市区 町村も別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できないとしている。

さらに、申立人の国民年金加入手続(時期、場所等)に係る記憶は明確でない上、申立期間について、国民年金への加入や国民年金保険料の納付があったことを裏付ける資料や供述(証言)は得られず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和10年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年4月まで

申立期間当時、地区のお世話をしていたAさんに勧められ、国民年金に加入した。

国民年金保険料については、毎月、私が集金人に納付していた。 申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

B市区町村が作成した国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和43年2月1日付けで国民年金の任意加入被保険者資格を取得した旨の記載が見られ、申立期間当時に申立人が被保険者資格を取得していた状況などもうかがえないことから、申立期間は国民年金未加入期間であり、保険料を集金人に納付できなかったものと考えられる。

また、被保険者台帳管理簿による調査の結果、申立期間において、申立 人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できず、B市区 町村も別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できないとしている。

さらに、申立人の国民年金加入手続(時期、場所等)に係る記憶は明確でない上、申立期間について、国民年金への加入や国民年金保険料の納付があったことを裏付ける資料や供述(証言)は得られず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年8月まで

申立期間当時、A市区町村役場の職員であったBさんに勧められ、国 民年金に加入した。

昭和38年9月にC事業所に入社するまでの国民年金保険料は、私が婦人会の集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A市区町村が作成した国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和39年1月1日付けで国民年金の任意加入被保険者資格を取得した旨の記載が見られ、申立期間当時に申立人が被保険者資格を取得していた状況などもうかがえないことから、申立期間は国民年金未加入期間であり、保険料を集金人に納付できなかったものと考えられる。

また、被保険者台帳管理簿による調査の結果、申立期間において、申立 人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できず、A市区 町村も別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できないとしている。

さらに、申立人の国民年金加入手続(時期、場所等)に係る記憶は明確でない上、申立期間について、国民年金への加入や国民年金保険料の納付があったことを裏付ける資料や供述(証言)は得られず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年2月まで

A地区婦人会の会長だったBさんに勧められ、国民年金制度発足当初から国民年金に加入していた。

国民年金保険料は、私が婦人会の集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C市区町村が作成した国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和39年3月10日付けで国民年金の任意加入被保険者資格を取得した旨の記載が見られ、申立期間当時に申立人が被保険者資格を取得していた状況などもうかがえないことから、申立期間は国民年金未加入期間であり、保険料を集金人に納付できなかったものと考えられる。

また、被保険者台帳管理簿による調査の結果、申立期間において、申立 人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できず、C市区 町村も別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できないとしている。

さらに、申立人の国民年金加入手続(時期、場所等)に係る記憶は明確でない上、申立期間について、国民年金への加入や国民年金保険料の納付があったことを裏付ける資料や供述(証言)は得られず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

#### 徳島厚生年金 事案761

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月14日から昭和48年6月1日まで 私は、父親が経営していたA事業所に昭和46年4月から勤務し、A事 業所のグループ企業の営業拠点として同年12月に設立されたB事業所 (C市区町村)に責任者として出向した。

申立期間について給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

B事業所の同僚であったD氏の供述により、申立人が申立期間において B事業所(C市区町村)に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名称検索システムにおいて、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、当時の同僚であるD氏は、「私のB事業所での厚生年金保険の加入記録が無いことは承知している。B事業所は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

また、A事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は昭和46年11月14日付けで被保険者資格を喪失しており、当該日付が訂正された形跡は認められない上、健康保険被保険者証が同月24日付けで返納されていることも確認できる。

さらに、B事業所及びA事業所とも既に解散しており、当時の代表取締役も死亡していることから、厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

このほか、申立人の給与から事業主より厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。